

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における  
実習生の受入れに関する申合せ

〔平成 16 年 5 月 6 日  
制 定〕

改正 平成 21 年 3 月 31 日

改正 平成 21 年 8 月 13 日

改正 平成 23 年 3 月 31 日

改正 平成 27 年 6 月 10 日

改正 平成 28 年 9 月 13 日

改正 令和 3 年 3 月 26 日

(趣旨)

- 1 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）において実習を希望する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学部学生等の受入れに関する取扱いについては、この申合せによる。

(定義)

- 2 この申合せにおいて「実習生」とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - (1) 大学の学部学生
  - (2) 高等専門学校の本科 4 年生以上に在籍する学生

(受入基準)

- 3 実習生の受入れは、教育上真に必要と認められ、かつ、共同利用に支障を来すことのない場合で、機構に受入担当教員がいる場合に限る。

(受入条件)

- 4 実習生の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付す。
  - (1) 実習生に放射性物質を取り扱わせないこと。
  - (2) 放射線管理区域内で実習を行う場合には、実習生が大学等で放射線業務従事者の認定を受けているとともに、機構が定める放射線作業従事に関する手続きをとること。
  - (3) 実習生にクレーン、特殊自動車等を運転させないこと。
  - (4) 機構等の規則、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する機構長等の指示に従うこと。

(受入申請)

- 5 大学等の長又は大学の学部長は、別に定める様式により受入申請書を作成し、原則として実習を行う 1 か月前までに機構の所長又は施設長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(受入許可)

- 6 所長等は、前項の申請があったときは、適当と認める者について受入れを許可する。

(実習方法)

7 実習生は、大学等の指導教員又は機構の受入担当教員の立会いの下に、実習を行う。

(許可の取消し)

8 大学等の指導教員若しくは実習生がこの申合せに違反し、又は所長等が実習を行うことが適当でないと認めたときは、受入れの許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

9 実習生が機構の施設・設備を滅失又は毀損したときは、原則として、その故意又は過失の程度に関わらず、実習生及び大学等が損害を賠償する責を負う。

(事故および災害の補償)

10 実習生が実習中（大学等から機構への移動等、当該実習に関わる全ての活動期間中をいう。）に被った、機構の責に帰すべき事由以外の事由による事故又は災害については、機構は一切の責を負わない。

(旅費の特別支給)

11 所長等が支給基準に基づき、人材育成の観点から真に必要と判断した場合は、当該研究所又は研究施設等の予算から実習生に旅費を支給することができる。但し、この場合の実習生は海外の大学所属に限る。

2 前項に規定する支給基準は、所長会議で申合わせる。

(事務担当)

12 実習生の受入れに関する事務は、大強度陽子加速器施設（J-PARC）に係るものは東海管理課、それ以外のもは研究協力部研究協力課において処理する。

附 記

この申合せは、平成16年5月6日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

(注) 1 第3項第1号の「放射性物質」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構放射線障害予防規程第2条第4号に規定する「放射性物質」をいう。

2 第3項第1号の「取扱い」とは、放射性物質取扱要領第2項1)に規定する「取扱い」をいう。

附 記（平成21年3月31日）

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。

附 記（平成21年8月13日）

この申合せは、平成21年8月13日から実施する。

附 記（平成23年3月31日）

この申合せは、平成23年4月1日から実施する。

附 記（平成27年6月10日）

この申合せは、平成27年6月10日から実施する。

附 記（平成28年9月13日）

この申合せは、平成28年9月13日から実施する。

附 記（令和3年3月26日）

この申合せは、令和3年4月1日から実施する。